

第V章 活用計画

1 公開その他の活用に係る基本方針

旧長谷川家住宅は、松阪市を代表する歴史的建造物の一つである。魚町通りからの景観は、多くの観光客を魅了し、松阪市の有力な観光スポットとなっている。ここでいう公開とは、一般を対象とした公開活用であり、対象者は市内外居住者である。

日常時における公開活用においては、公開の主たる要素である文化財を効果的にみせる補助として、あるいは、見学者の安全性を向上させるために建造物内外の整備を積極的に進める必要がある。また、公開活用範囲、見学順路、見学時間帯等を設定するとともに、これを表示する必要がある。また、一般市民を対象とした文化財公開事業は、当面の間は文化課が所管するものとする。

以上により、公開活用に関わる方針を下記(1)～(7)のとおり定め、大規模修理着手までの活用の姿を公開計画に、大規模修理着手時に検討すべき内容を整備基本計画にまとめた。

- (1) 旧長谷川家住宅の価値を堅実に保存した修理及び長谷川家の歴史や営みを踏まえた活用整備を実施する。
- (2) 旧長谷川家住宅の価値をわかりやすく伝えるための解説や展示をするとともに、継続的に訪れたいくなるような工夫を凝らす。
- (3) 安全で快適に利用できるよう環境を整備する。
- (4) 旧長谷川家住宅単体の価値のみならず、周辺の歴史遺産と一体となった魅力の普及・啓発を図る。
- (5) 地域コミュニティの交流の場として活用する。
- (6) 中心市街地土地利用計画等の先行計画を踏まえた土地利用及び修景整備を行う。
- (7) 郷土の歴史や伊勢商人の暮らし等を学ぶ場として、学校教育や社会教育との連携を図る。

2 公開計画

一般への公開は、文化財の積極的な活用を念頭に継続して実施する。ただし、建造物内外の修理・整備が行われていないので部分的に立入の制限を行い、また大規模な修理工事の際には公開範囲を限定し、その工事の様子も公開するよう努める。大規模な修理工事が終了した際には、公開範囲の拡充を念頭に改めて検討する。

(1) 公開活用区域の設定

上記公開活用方針に基づき公開活用区域を3区域に区分し、魚町側敷地を「公開活用区域A」、殿町側敷地を「公開活用区域B」、旧長谷川家住宅敷地南隣接駐車場を「公開活用区域C」とする。

(2) 各公開活用区域における活用計画

① 公開活用区域A

公開活用区域Aにおける公開活用は下記のとおりとする。

(方針)

- ・ 建造物そのものを体感する場とし、往時の生活空間を体感できる場とする。
- ・ 旧長谷川家住宅のもつ魅力をじっくりと味わいながら休憩できる場として活用する。

(公開活用の内容)

- ・ 建物内及び外観を主体とした公開を行う。
- ・ 大正座敷で呈茶を行い、呈茶に対応するためスイジバに必要な設備を整える。
- ・ 各蔵を資料の収蔵施設及び展示スペースとして活用する。
- ・ 通常公開しない範囲は特別公開の機会をつくり、イベント等を通じて見学できるようにする。
- ・ ミセノマを管理事務所として使用する。
- ・ 長谷川家が実施してきた年中行事の体験イベントの会場として活用する。

② 公開活用区域B

公開活用区域Bにおける公開活用は下記のとおりとする。

(方針)

- ・ 回遊式の庭園となっていることから、園池を回遊できるよう活用を図る。ただし、植生の管理上回遊する回数に制限を設ける。
- ・ 庭園を会場とした地域住民の伝統的行事への参加を主体とした公開活用を実施する。
- ・ かつて、長谷川家当主が文化サロンとして利用したエリアでもあることから、地域住民等のコミュニティ活動や、イベントの際の場として活用する。

(公開活用の内容)

- ・ 庭園の見学、鑑賞
- ・ 庭園を活用した行事等の開催(魚町1丁目「山の神」行事等)
- ・ 主に文化的行事に対し、離れ座敷の貸し出しを行う。なお、離れ座敷は貸し出し及び特別公開エリアとして扱う。

③ 公開活用区域C

公開活用区域Cにおける公開活用は下記のとおりとする。

(方針)

- ・ 旧長谷川家住宅の管理・活用に必要な利用を行う。
- ・ 駐車場部分は、旧長谷川家住宅を主とした市所有の建築物の新築、修理時の資材置

場や現場事務所の設置場所として利用する。

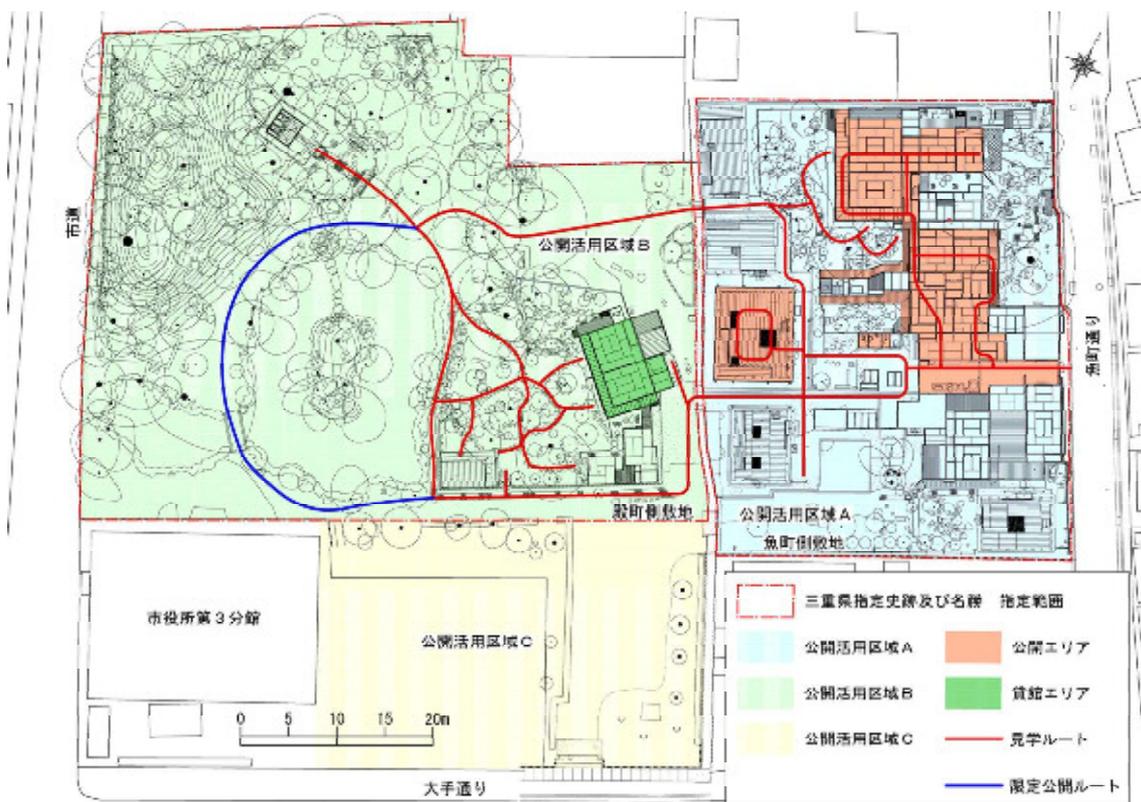
- ・見学者等が使用する便所等の便益施設を整備する。

(公開活用の内容)

- ・建造物の新築、修理時の資材置場や現場事務所等の設置
- ・駐車スペースの整備
- ・便益施設設置

第6表 区域・時間帯による公開活用の内容

	昼 間	夜 間
公開活用区域A	日時・見学順路を特定した内部見学、大正座敷での呈茶、資料公開	(公開対象外)
公開活用区域B	日時・見学順路を特定した外部見学 庭園を活用した行事等の開催 離れ座敷の貸出し	(公開対象外)
公開活用区域C	駐車スペース、便益施設 現場事務所や資材置場等	



第13図 平成31年度以降の公開活用区域と活用法

3 整備基本計画(設備設置計画)

公開活用のため必要な大規模修理時の整備事項を、公開活用区域ごとにまとめると下

記のとおりになる。

(1) 公開活用区域Aにおける整備

公開活用区域Aは建造物が集中する区域であり、大規模な修理工事に合わせ公開活用の安全のため床及び構造に係る補強を実施する。この上で内部を公開活用するために必要な内装の整備、公開活用に用いる機器の設置、利用者の動線を明確化するための諸表示の設置等を行う。

(整備検討事項)

- ・ 構造補強及び防火、消火設備等の設置
- ・ 見学者等が使用する便所等の便益施設の整備
- ・ 解説板の設置
- ・ 利用制限区域、見学順路等を示す表示の設置
- ・ スイジバ内部の整備及び簡易調理を可能とする器具等備品の設置
- ・ 空調機器の設置
- ・ 収蔵に必要となる設備の設置
- ・ 照明・防犯カメラ・配電設備の整備

(2) 公開活用区域Bにおける整備

公開活用区域Bでは公開活用の安全のため園路等の補強及び整備、燈籠等の石造物転倒防止対策等を実施する。保存管理計画、環境保全計画に基づいて整備を行うこととし、見学者に対しては、入構時に見学方法や順路を理解できるよう表示等の充実を図る。また、離れや茶室部分は茶会等のイベントに対応できるよう整備する。

(整備検討事項)

- ・ 園路、石燈籠等の補強及び整備
- ・ 解説板の設置
- ・ 利用制限区域、見学順路等を示す表示の設置
- ・ 建造物に対する構造補強及び防火、消火設備等の設置
- ・ 空調機器の設置
- ・ 見学者等が使用する便所等の便益施設の整備
- ・ ブロック塀の修景
- ・ 照明・防犯カメラ・配電設備の整備

(3) 公開活用区域Cにおける整備

公開活用区域Cは文化財指定地外である。保存・活用のための整備が必要な場合は保存管理計画、環境保全計画に基づいた整備を行うこととする。

(整備検討事項)

- ・ 駐車場の整備

4 管理・運営計画

当面は、所有者である松阪市が管理・保護・暫定的な公開を行うが、一般公開時を目途に管理体制を見直す。その際は周辺の文化施設を視野に入れて検討することとし、管理運営には当該指定文化財の日常管理や公開活用、収蔵資料の管理等の業務が想定されるため、管理運営面だけではなく、長谷川家の営みを理解・尊重し、文化財を熟知した上で適正な取扱いができる体制とする。

第VI章 保護に係る諸手続き

1 文化庁長官への届出を要する行為

ア 所有者の変更

新所有者が届出なければならない。

イ 所有者の氏名・名称・住所の変更

松阪市が届出なければならない。

ウ 滅失・き損

文化財建造物の全部あるいは一部が滅失したり、き損した場合、あるいは棟札などの附指定となっている物件などを紛失したり、盗みとられたりした場合がこれに該当する。

エ 所在場所の変更

附指定などの移動可能な重要文化財について、これらを収納して保存するために位置を変更する場合などがこれに該当する。附指定の物件の所在場所の変更にあたっては、事務業務の権限移譲を踏まえ、三重県教育委員会へ届出をすることとする。重要文化財建造物そのものの移築はその周辺環境や歴史的価値に重大な影響を及ぼすので、後述の現状変更として取り扱われ、文化庁長官の許可が必要である。

オ 修理

防蟻、防虫などの小修理、き損の拡大を防ぐための応急の措置などは特に届出を必要としないが、建造物の修理は一般に事前に届出を行い、技術的な検討や指導を受ける必要がある。なお、部位の設定基準4、5の修理については届出を必要とせず、その内容を26、27ページに例示した。

第7表 文化庁長官への届出が必要な事項一覧

事項	手続者	受理者	提出期限	備考	根拠法令
所有者の変更	新所有者	文化庁長官	20日以内	指定書添付	法32条第1、2項
所有者の氏名・名称・住所の変更	松阪市		20日以内	指定書添付	法32第3項
滅失・き損・亡失・盗難	松阪市		10日以内	—	法33
所在の場所の変更	松阪市		20日以内	指定書添付。ただし補助金による修理や現状変更など他の手続きがすでに行われている場合は届出を要しない	法34
修理の着手（現状変更に関わるものを除く）	松阪市		30日以内	補助金による修理の場合は届出を要しない	法43の2第1項修理届出規則第1、2条

第8表 届出による修繕等にあたっての留意点

部 位	適用基準	留意事項
主要な構造部材	基準1	材料自体の保存を行うため、修繕等にあたっては松阪市文化財保護審議会等の文化財専門家の指導を受ける。
内部建具	基準1	材料自体の保存を行うため、現状維持に努め、修繕等が必要な場合であっても最小限度にとどめる。
屋根及び雨樋	基準2	雨漏りの有無の点検、瓦の劣化・割れ・欠落の点検、雨樋の清掃・破損・脱落の点検を行う。葺き替え等が必要な場合は、松阪市文化財保護審議会等の文化財専門家の指導を受ける。
外壁	基準2	外壁板の破損、漆喰塗りの剥離等を点検する。取替、塗り直し等を行う場合は、材料の形状・材質・仕上げ・色彩等の保存を行う。
内部	基準2	通常の清掃とともに、クラック・汚れ・剥離等の点検を行う。修理等が必要な場合は、材料の形状・材質・仕上げ・色彩等の保存を行う。
基礎	基準1	材料自体の保存を行うため、修繕等にあたっては松阪市文化財保護審議会等の文化財専門家の指導を受ける。修理等が必要な場合は、材料の形状・材質・仕上げ・色彩等の保存を行う。
外部建具	基準2	修理等が必要な場合は、材料の形状・材質・仕上げ・色彩等の保存を行う。

2 文化庁長官への許可を要する行為

ア 現状変更

現状変更とは、以下のような行為を指す。

- ア 改造する場合(間仕切の取り付けまたは撤去、窓の取り付けなど)
- イ 構造、形式、規模を変える場合
- ウ 意匠を変える場合
- エ 復原しようとする場合
- オ 移築または曳屋をする場合
- カ 建物の建つ地盤の高さを変える場合

なお、文化財建造物を維持していくための必要な措置として、修理、または災害による損傷及び被害の拡大を防ぐための応急措置は、現状変更に該当しない。

イ 保存に影響を及ぼす行為

保存に影響を及ぼす行為とは、文化財建造物そのものには改造を加えなくても、その行為によって災害やき損の恐れが生じたり、構造耐力を弱めるなど、文化財建造物の保存上好ましくない影響を与える行為をいい、以下のような行為を指す。

- ア 文化財建造物の敷地内で、その建造物に延焼の恐れのある場所に建物の新築・増築を行ったり、現在ある建物を改築したりする場合
- イ 文化財建造物の敷地内の火気や多量の危険物を扱う施設を設置する場合
- ウ 文化財建造物の周辺における切土、盛土、その周辺の構造耐力を弱めたり、災害を及ぼす恐れのある場合
- エ 文化財建造物の内部に、防災及び美観上問題を生じやすいような仮設的な施設

- を設ける場合
 オ 文化財建造物内に、重量物を搬入しようとする場合

第9表 文化庁長官への許可申請が必要な事項一覧

事項	手続者	受理者	提出期限	備考	根拠法令
現状変更または保存に影響を及ぼす行為	行為を行おうとする者	文化庁長官	事前	但し維持の措置もしくは応急措置または影響が軽微の場合は除外される	法43第1項

* 県指定史跡及び名勝の現状変更等の許可は、三重県教育委員会が行う。

3 計画の改定に係る手続き

本計画は、関連法令や社会情勢の変化、痕跡調査の進展、大規模修理の進捗等を踏まえ、必要に応じて計画を見直し、改定を行うこととし、改定を行う際は以下の手続きを踏まえることとする。

計画改定の検討にあたっては、松阪市は、文化庁並びに三重県教育委員会、松阪市教育委員会、その他関係機関と協議・調整を実施の上、取りまとめた改定計画案を文化庁へ提出し、確認を受けることとする。

上記の検討を踏まえ改定した計画は、松阪市、松阪市教育委員会、三重県教育委員会、文化庁において各1部を保管する。

